

令和2年度 第3回 浜松市環境審議会 ごみ減量推進部会

日 時：令和2年12月14日(月)午後2時から

会 場：浜松市役所 鴨江分庁舎

シルバー人材センター2階会議室 ほか

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 浜松市一般廃棄物処理基本計画改定骨子(案)について

(ごみ減量推進課) … 資料1

(2) 家庭系ごみ減量の必要性と有料化の意義・目的について

(ごみ減量推進課) … 資料2-1、2-2、2-3

(3) 有料化の可否を考える上での項目の検討について

(ごみ減量推進課) … 資料3-1、3-2、3-3

4 その他

5 閉 会

配付資料

資料No.	資料名
	次第
資料 1	浜松市一般廃棄物処理基本計画改定骨子（案）について
資料 2-1	ごみ減量推進部会における審議内容
資料 2-2	家庭系ごみ減量の必要性と有料化の目的・意義について
資料 2-3	家庭系ごみ有料化実施都市における有料化の目的
資料 3-1	有料化の可否を考える上での項目の検討について
資料 3-2	各料金体系及び徴収方法のメリット・デメリット
資料 3-3	有料化実施政令市における制度内容

浜松市環境審議会ごみ減量推進部会委員名簿

区分	氏名	性別	選出団体等	備考	出欠
環境審議会委員	藤本 忠藏	男	浜松医科大学 医学部 教授	部会長	出席
	小名木 秀雄	男	浜松市自治会連合会 理事 環境部会 委員長	職務代理	欠席
	野中 正子	女	浜松市消費者団体連絡会 会長		出席
	松浦 敏明	男	静岡県産業廃棄物協会 専務理事兼 事務局長		出席(Web)
	渡邊 記余子	女	浜松商工会議所 食品部会 副部会長		出席
専門委員	杉山 千歳	女	常葉大学 健康プロデュース学部 健康栄養学科 教授		出席
	高根 美保	女	エコライフはままつ 理事		出席
	稲垣 正	男	全国都市清掃会議 事務局長		出席(Web)

浜松市一般廃棄物処理基本計画 改定骨子(案)について

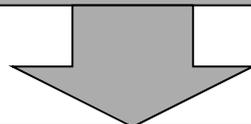


浜松市
HAMAMATSU CITY

主な改定点①（基本理念）

1 基本理念の改定

「ともに歩む3Rとごみ減量への道～go forward(前へ)～」



『市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指す』

あるべき姿

循環型社会とは、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるかぎり低減された社会である。資源を有効に活用するため、大量生産・大量消費・大量廃棄を行うライフスタイルから脱却し、市民・事業者・市が協働して持続可能な循環型社会づくりを目指していく。

主な改定点①（基本理念）

背景

- ・「循環型社会形成推進基本法」において、地方自治体の責務として、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることが求められている。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市民・事業者・市の責務をそれぞれが認識し、3者が協働してごみ減量・資源化に取り組んでいくことが重要とされている。
- ・本計画の上位計画である「浜松市環境基本計画」では、基本方針の1つとして「資源を有効に活用する循環型都市」を掲げた。
- ・国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標SDGs」が定められたことにより、「浜松市SDGs未来都市計画」を策定し、持続可能な循環型社会の構築を目指す必要性を示した。

主な改定点①（基本理念）

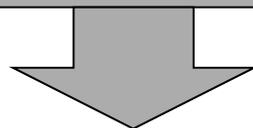
改定意図

- ・関係法令及び本計画の上位計画との整合性を踏まえ改定。それぞれの内容についても基本理念に記載することとした。
- ・基本理念は「あるべき姿」を示すものとし、これまでのスローガンのような理念を改め、具体的に何をすべきか、何を目指していくのかを記載した。

主な改定点②（基本方針）

2 基本方針の改定

- 1 ごみの減量と資源化を推進します
- 2 意識啓発と環境教育を推進し、住みよいまちづくりに努めます
- 3 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備を図ります



基本方針1:「ごみの減量・資源化の推進と適正処理」

本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者に3Rの取組みを促すとともに、食品ロスやプラごみ削減等への課題に対応し、ごみの減量・資源化や適正処理を推進します。

主な改定点②（基本方針）

基本方針2:「市民・事業者・行政の連携による取組の推進」

市民・事業者・行政がごみ処理に関する情報を相互に発信しあうことで、意識変革や環境教育に努めるとともに、ごみの減量・資源化と適正処理について、市民・事業者・行政が連携して考え、自然環境や生活環境の保全に取り組みます。

基本方針3:「ごみ処理と資源化体制の整備」

安定的なごみ処理と資源化を行うため、新清掃工場の稼働や新たな清掃工場の建設計画策定を見据え、効率的なごみ処理体制を構築します。また大規模災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を構築します。

改定意図

【全体】

- ・本計画の上位計画である浜松市環境基本計画の基本方針2「資源を有効に活用する循環型都市」に対応するよう見直し。不足する視点を追加。
- ・各基本方針は端的に表し、詳細内容を別途追記。

主な改定点②（基本方針）

改定意図

【基本方針1】

- ・循環型社会を形成していくことの第一の目的は天然資源の消費が抑制され、環境への負荷を低減させることである。まず、排出抑制と再利用によるごみ減量、次に再生利用のための資源化に取り組むことが原則であり、それぞれの立場での適正な処理を行うことが基本である。
- ・これらに加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にて求められている一般廃棄物の適正な処理についても追記。

【基本方針2】

- ・新たな基本理念として、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしながら連携してごみの減量等に取り組むことを目指すこととしたため、新たに設定。また、包括外部監査による意見としても挙げられた市民自身にごみ減量意識を持ってもらえるよう、3者が相互に情報発信しあうことで意識変革や環境教育等に努めることを明記。

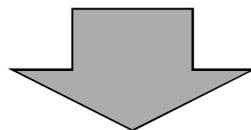
【基本方針3】

- ・引き続き、安定的なごみ処理と資源化を行うため、効率的なごみ処理体制を構築することに加え、災害廃棄物の処理体制について、適宜見直しを行うことを追記。

主な改定点③（計画目標）

3 計画目標の改定

- ・一人1日あたりのごみ排出量
- ・リサイクル率
- ・最終処分量



●ごみ総排出量

- 一人1日あたりの家庭系ごみ排出量
- 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率
- 家庭系・事業系別の食品ロス削減指標（ごみ組成調査による「食品ロス」推計量）
- △ごみの処理に係る二酸化炭素排出量

●資源化率（市及び民間回収分）

- 家庭系・事業系別の資源物の分別率（ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値）

●最終処分量

- △最終処分場の残余年数

凡例

- …計画指標 計画の進捗状況をとらえる指標
- …補助指標 具体的な取組みの目標とする指標
- △…参考指標 取組みの結果、参考として表す指標

主な改定点③（計画目標）

●ごみ総排出量

- 一人1日あたりの家庭系ごみ排出量
- 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率
- 家庭系・事業系別の食品ロス削減指標
（ごみ組成調査による「食品ロス」推計量）
- △清掃工場から排出される二酸化炭素排出量

改定意図

- ・指標を、計画の進捗状況をとらえる計画指標、具体的な取組みの目標とする補助指標、取組みの結果、参考として表す参考指標の3種類に分類。
- ・現計画の「一人1日あたりのごみ排出量」は家庭系・事業系のごみ、資源物も全て含まれた指標であり、指標結果を基に施策へ繋げることが難しかった。
- ・新たな計画指標としては、「ごみ」と「資源物」を分けて考え、本市として最終処分まで行う「ごみ」の総排出量を指標として設定。施設計画等にも活用できる指標とした。
- ・国の循環型社会形成推進基本計画にも指標として示され、本市の課題として特に排出量を減らしたい家庭系ごみについて補助指標に設定。

主な改定点③（計画目標）

改定意図

- ・事業系一般廃棄物については、そもそも処理に要する経費を手数料として徴収しており、また、その排出量の推移は、市内の景況や産業動態等に大きく影響を受ける。今回の見直しにあたり、事業系一般廃棄物の適正処理に関する取組成果として、より実効性のある指標設定とするため、「搬入不適物」の混入率を補助指標として設定。
- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、策定する必要がある食品ロス削減推進計画の内容を本計画に盛り込む。このため、家庭系・事業系の取組成果を測るため補助指標に設定。
- ・ごみ減量や資源化による地球温暖化対策の取組みとして、清掃工場から発生する二酸化炭素量を参考指標として設定。

主な改定点③（計画目標）

●資源化率（市及び民間回収分）

○家庭系・事業系別の資源物の分別率（ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値）

改定意図

- ・そのままでは一般廃棄物として処理されてしまう資源物を、積極的に資源化へ誘導することは、減量施策においても重要である。官民協働で資源物の回収を促進し、全市一丸となって資源化に取り組む指標の設定が必要である。
- ・本市の特色として、民間の回収拠点の充実があげられる。このため、現在のリサイクル率に代えて民間回収分を含む資源化率を指標として設定。
- ・補助指標として、資源物の分別を進める中で、家庭系、事業系それぞれの資源物の分別率を設定する。

主な改定点③（計画目標）

●最終処分量

△最終処分場の残余年数

改定意図

- ・現計画で設定している「最終処分量」は、市が持続的にごみ処理を行う中で必ず必要となる最終処分場の維持に関する指標であるため、引き続き指標として設定する。
- ・また、市民にわかりやすい指標として、最終処分場の残余年数を参考指標として設定する。

ごみ減量推進部会における審議内容

資料2-1

- ①基本的事項
- ②有料化の目的

- 現状の把握及び課題の整理、住民意識の把握
- 有料化の目的の設定、期待する効果の検討
- 有料化とごみ処理基本計画の関係

③有料化の検討項目

- 手数料の料金体系
- 手数料の徴収方法
- 有料化の対象品目
- 手数料の料金水準
- 手数料の用途
- 手数料の減免

④有料化の円滑な導入及び実施

- ★併用施策の検討
- ★周知方法の検討

※「一般廃棄物処理有料化の手引き」(環境省.平成25年4月)より浜松市一部加工

家庭系ごみ減量の必要性と有料化の意義・目的について

1 ごみ処理行政を取り巻く課題とごみ減量の必要性

近年のごみ処理行政を取り巻く課題として、主に以下の4点が挙げられる。

- (1) ごみ処理に伴う環境負荷の発生
- (2) 新たなごみ処理施設建設に伴う周辺住民への負担増加
- (3) ごみ処理費・資源化費用による自治体財政の切迫
- (4) SDG s、食品ロス問題、海洋プラスチック問題などの新たな課題の発生

ごみ減量

ごみ減量に取り組むことで、以下の効果が得られる。

- (1) 環境負荷の軽減
- (2) 焼却施設の規模縮小及び整理統合並びに最終処分場の延命化による施設周辺住民の負担軽減
- (3) 市のごみ処理施設の建設・運営費の縮減
- (4) SDG s、食品ロス問題、海洋プラスチック問題などの新たな課題への対応策

2 家庭系ごみ減量の手法

大きく区分すると以下の3つの手法がある。

(1) 規制的手法

法令を根拠とし市民の行動を直接的に制約するもの。ただし、規制的手法だけでは柔軟性にかけるため、近年では奨励的手法や経済的手法との組み合わせが増えている。

【具体例】

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二条の四

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

- ・「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」第4条

(市民の責務)

第4条 市民は、生ごみの水分を切ること、使い捨ての製品の使用を抑制すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物等の分別をすること等により、金属くず、古紙、生ごみ、剪定枝その他の資源物の資源化に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の推進に関する施策に協力しなければならない。

(2) 奨励的手法

ごみ減量・リサイクル推進の取組みを支援する枠組みの提供を通じて自主的な取組みを促す手法。任意参加の取組みであるため、奨励した取組みへの市民の受容性が高く、市民・事業者・行政が連携した取組みを推進できるなどのメリットもあるが、環境意識が高い市民層に限定されるなどのデメリットもある。

【具体例】

- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助
- ・集団回収協力金の交付
- ・ごみ減量天下取り宣言袋配付 等

(3) 経済的手法

経済的なインセンティブの提供により価格メカニズムを通じて市民の行動を政策が意図する環境配慮の方向性に導く手法。基本的に全ての市民を対象にインセンティブが働くため、奨励的手法による啓発情報が届きにくい市民層にも環境配慮行動が誘発できるなどの強みがある。

【具体例】

- ・家庭系ごみの有料化(本市では未実施)

ごみ減量の取組みは価値観の異なる多数の市民の協力が不可欠であり、事業者や行政との連携も必要であるため、市として現在導入していない経済的手法（家庭系ごみの有料化）も含め、多様な手法を組み合わせる必要がある。

3 家庭系ごみ有料化の意義・目的

(1) 環境意識の希薄な市民層への排出抑制行動の誘因強化

家庭ごみ有料化の導入により、全市民に費用負担を軽減しようとする動機付けが生まれ、簡易包装製品や詰替製品などの廃棄物の発生が少ない商品の選択や不要不急の商品購入の抑制、ごみと資源物の分別の促進など、従来環境意識があまり高くなかった市民層に対してもごみ排出量の抑制行動が期待できる。

(2) ごみ減量を努力した人としていない人との公平性の確保

税金のみを財源として家庭系ごみの処理を行う場合、ごみ排出量の多い市民と少ない市民とでサービスに応じた費用負担に明確な差がつかず不公平な仕組みとなっている。また、住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により納税していないのに廃棄物処理サービスを受けるという不公平さも懸念される。家庭ごみ有料化の導入により、家庭系ごみの排出機会や排出量に応じて応分の手数料負担が発生するため、ごみの減量に努めている人は費用負担が少なくなるなど、より費用負担の公平性が確保できる。

(3) 循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実

手数料収入をSDGs、食品ロス問題、海洋プラスチック問題などの新たな課題解決のための政策遂行の財源とすることで、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、将来世代の負担軽減に繋がる循環型社会の構築に向けた一般廃棄物施策の充実が期待できる。

家庭系ごみ有料化実施都市における有料化の目的

資料2-3

政令市名	有料化の目的	ごみ減量効果	公平性	意識啓発	財源確保	役割の明確化	温暖化防止
札幌市	① 家庭における廃棄ごみと資源物の分別意識の向上、集団資源回収・拠点回収の利用促進など、ごみ減量・リサイクルの手段をより積極的に選択する効果が期待されること ② 費用負担の公平性の確保 ③ ごみの減量・リサイクルのための新たな施策等の財源を確保すること	●	●		●		
仙台市	① ごみの排出抑制と分別徹底 ② 排出量に応じた受益と負担の適正化	●	●				
千葉市	① ごみの排出量に応じた費用負担による負担の公平化を図るため ② ごみの排出量抑制やごみ減量に向けた意識の向上に有効な手段であるため	●	●	●			
新潟市	ごみ減量・リサイクル推進のため	●					
京都市	① ごみ排出へのコスト意識を持ってもらう ② ごみへの関心を高め、ごみ減量、分別によるリサイクルの促進	●		●			
岡山市	① ごみの減量化・資源化の推進 ② 地球温暖化防止に向けた挑戦 ③ 排出量に応じた受益者負担の公平性の確保	●	●				●
福岡市	① ごみの排出者としての役割を明確にするため ② 負担の公平性を確保するため ③ 一人ひとりが発生抑制、循環利用の行動を起こすきっかけをつくるため	●	●	●		●	
北九州市	① ごみを出す量に応じた負担の公平化を図るため ② 住民の意識改革により、ごみの発生抑制に有効な手段であるため	●	●	●			
熊本市	① ごみに対する意識を変え、より関心を持っていただくためのきっかけづくり ② 家庭ごみの減量(発生抑制)及び分別徹底によるリサイクルの推進 ③ ごみ量に応じた負担の公平化 ④ 新たな財源による、ごみ減量・リサイクルの仕組みづくり	●	●	●	●		

有料化の可否を考える上での項目の検討について

1 手数料の料金体系及び徴収方法について

(1) 料金体系について

手数料の料金体系は大別すると「単純従量制」と「超過量従量制」に分かれる。

「単純従量制」・・・手数料率は一定で、排出量に応じて手数料を負担する方式
「超過量従量制」・・・排出するごみが一定量を超えるまでは無料とし、超えると有料になる方式
または一定量を超えると料率が高くなる方式

各料金体系のメリット・デメリットは資料 3-2「各料金体系及び徴収方法のメリット・デメリット」を参照。

山谷修作氏（東洋大学名誉教授・ごみ減量資料室代表）によると、有料化を導入している都市の約 95%が単純従量制を採用しており、全ての有料化導入政令指定都市（9 市）も単純従量制を採用している。

なお、超過量従量制を採用している都市は中小規模都市（24 市町村）に限られている。

(2) 徴収方法について

手数料の徴収方法は大きく分けて「指定ごみ袋上乗せ方式」と「シール貼付方式」に分かれる。

「指定ごみ袋上乗せ方式」・・・指定ごみ袋に手数料を上乗せして販売する方式
「シール貼付方式」・・・手数料分のシールを別途販売し、市民がごみ袋に貼付する方式 ※本市における現行の連絡ごみの方式

各徴収方法のメリット・デメリットは資料 3-2「各料金体系及び徴収方法のメリット・デメリット」を参照。

連絡ごみと違い、排出機会が多い「もえるごみ」の場合、「シール貼付方式」は市民の手間がかかり、また貼付漏れ等のトラブルも想定されるため、全ての有料化導入政令指定都市（9 市）は指定ごみ袋上乗せ方式を採用している。

2 対象品目について

本市における現行の分別品目を以下のとおり示す。

(1) 分別品目

表1. 集積所回収における現行の分別品目

	品目名	収集方法
処分 ごみ	もえるごみ	指定ごみ袋に入れて出す。 ※生ごみ、布・皮製品、汚れたプラスチックごみ、みどり等
	もえないごみ	指定ごみ袋に入れて出す。 ※金属類、ガラス、陶器類等
資源 物	容器包装プラスチック	指定ごみ袋に入れてごみ集積所に出す。
	びん・かん・ペットボトル	袋には入れず、各ごみ集積所のコンテナ等に出す。 ※びんは「白色・茶色・黒色」の色ごとに分ける。
	特定品目	袋には入れず、各ごみ集積所のコンテナ等に出す。 ※本市では「蛍光管、電池類、水銀体温計、水銀血圧計、ライター、スプレー缶、卓上ガスボンベ」のことを指す。

※他都市の対象品目は資料3-3「有料化実施政令市における制度内容」のとおり。

※「連絡ごみ」はH25年度に既に有料化済み

※本市における行政主体の拠点回収品目

「古紙類」・「古布類」・「廃食用油」・「小型家電」・「羽毛ふとん」・「みどり（剪定枝等）」・
「インクカートリッジ」

(2) 有料化の対象品目の検討

家庭系ごみ有料化は、もえるごみの有料化を基本とするが、以下の項目について検討する。

■もえないごみを対象とすることについて

■資源物を対象とすることについて

■「みどり（剪定枝等）」について

※現状では、「みどり（剪定枝等）」は袋回収すると破れやすいため、束ねて紐で縛って出すことを容認している。

3 手数料負担の見込みについて

手数料は、1ℓ=1円を想定する。

※有料化実施政令指定都市の平均単価・・・1ℓ=1.07円

※静岡県西部地域の有料化都市の状況・・・湖西市 1ℓ=0.5円、

掛川市・菊川市 1ℓ=0.73円～0.89円

有料化導入による手数料負担の見込みについて、以下のとおり単価に応じた想定市民負担額目安（年間）を参考に提示する。

表 2. もえるごみに係る想定市民負担額

もえるごみに係る想定市民負担額（年間）		
世帯 人数	※1 最も使用人数が多い45ℓ袋を使用した場合	有料化によって袋のサイズを30ℓ袋 (1サイズ下げたもの)を使用した場合
1人	1円/ℓ×45ℓ×4.93枚/月 ^{※2} ×12ヶ月≒2,662円	1円/ℓ×30ℓ×4.93枚/月×12ヶ月≒1,775円
2人	1円/ℓ×45ℓ×8.24枚/月×12ヶ月≒4,450円	1円/ℓ×30ℓ×8.24枚/月×12ヶ月≒2,966円
3人	1円/ℓ×45ℓ×9.34枚/月×12ヶ月≒5,044円	1円/ℓ×30ℓ×9.34枚/月×12ヶ月≒3,362円
4人	1円/ℓ×45ℓ×8.90枚/月×12ヶ月=4,806円	1円/ℓ×30ℓ×8.90枚/月×12ヶ月=3,204円

※令和元年10月1日現在の浜松市の1世帯当たり平均人員は2.36人である。

《想定負担額の算出データ》 「ごみ減量・資源化に関するアンケート」(H30年, 浜松市実施) より

※1 表3のとおり浜松市における各世帯では45ℓサイズを最も使用していることが分かったため、表2のモデルケースとして45ℓサイズで試算した。

表 3. 各世帯における指定袋使用サイズ

袋サイズ	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
	人数	人数	人数	人数
45ℓ	47人	189人	165人	129人
30ℓ	21人	60人	33人	27人
20ℓ	4人	9人	4人	2人
10ℓ	10人	10人	8人	1人

※2 表4のとおり浜松市における各世帯の毎月の平均枚数を算出した。

表 4. 各世帯の各月の平均使用枚数

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
4.93枚	8.24枚	9.34枚	8.90枚

(参考) 家庭系ごみ排出量等の将来推計値における現行計画との比較について

計画改定後の令和4年度と計画終了期間の令和10年度における現行計画の排出量と将来推計(速報値)の排出量を下記のとおり提示する。

		現 行 計 画		将 来 推 計 (速報値)	
		R4年度	R10年度	R4年度	R10年度
①ごみ・資源物総排出量		243,071t	232,559t	244,342t	228,066t
① の 主 な 品 目 等	家庭系もえるごみ	118,458t	111,012t	131,907t	125,687t
	家庭系もえないごみ	4,887t	4,608t	5,751t	6,044t
	家庭系連絡ごみ	621t	590t	2,542t	2,756t
	一人1日あたりの 家庭系ごみ排出量	438.5 g/人・日	423.4 g/人・日	487.0 g/人・日	486.2 g/人・日
	(参考) 事業系もえるごみ	55,423t	48,288t	72,854t	67,478t

※「将来推計」欄の値は現行のごみ減量施策を継続した場合の将来推計値

(家庭系・事業系の各排出量からは自己搬入分は除いている)

※新型コロナウイルスのごみ排出量の増減影響は考慮していない

各料金体系及び徴収方法のメリット・デメリット

(1) 料金体系

表1. 各料金体系のメリット・デメリット

体系名	メリット	デメリット
単純従量制	<ul style="list-style-type: none"> ■制度が単純で分かりやすい。 ■排出者ごとの排出量の管理が不要なため、制度運用の費用が超過量従量制に比べると安価。 	<ul style="list-style-type: none"> ■手数料が安すぎると、排出抑制に繋がらない可能性がある。
超過量従量制	<ul style="list-style-type: none"> ■一定の排出量以上になった場合のみ有料になるため、一定量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■排出者ごとの排出量を把握する必要があるため、制度運用の管理費用が単純従量制に比べて高価。 ■排出抑制を図る一定量の基準を決めることが困難。

(2) 徴収方法

表2. 各徴収方法のメリット・デメリット

方式名	メリット	デメリット
指定ごみ袋 上乘せ方式	<ul style="list-style-type: none"> ■収集する際にごみ袋を確認する手間がかからない。 ■購入したごみ袋で、ごみを集積所に出すという従来のごみの出し方と変わらないため、市民の混乱が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■既存のごみ袋市場の影響を受けやすい。
シール貼付 方式	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみ袋市場の影響を受けにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■収集する際にごみ袋を確認する手間が発生する。 ■ごみの出し方が変わるため、市民の混乱を招きやすい。

■有料化実施政令市における制度内容

都市名	有料化対象品目	有料化指定ごみ袋			剪定枝
		可燃	不燃	資源物	
札幌市	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・大型ごみ(申込み制)	【燃やせるごみ・燃やせないごみ】 5ℓ:100円(10枚1組) 10ℓ:200円(10枚1組) 20ℓ:400円(10枚1組) 40ℓ:400円(5枚1組)			【資源化】 ・枝・葉・草の日(4週に1回)に無料回収 ・地区リサイクルセンターにて無料回収 (5月～12月上旬までの期間) ・堆肥・土壌改良剤に資源化 【もえるごみ】 ・5月～12月以外はもえるごみとして出す
仙台市	・プラスチック製容器包装 ・家庭ごみ ・粗大ごみ(申込み制)	【家庭ごみ(混合ごみ)】 10ℓ(特小):90円(10枚1組) 20ℓ(小):180円(10枚1組) 30ℓ(中):270円(10枚1組) 45ℓ(大):400円(10枚1組)		【プラスチック製容器包装】 15ℓ(小):80円(10枚1組) 30ℓ(中):160円(10枚1組) 45ℓ(大):250円(10枚1組)	【資源化】 ・庭木の剪定枝リサイクルで無料回収 (5月～11月の期間) ・チップとして資源化 【もえるごみ】 ・家庭ごみの日(週2回)に1回につき1束まで 無料回収(もえるごみ)
千葉市	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ(申込み制)	【可燃ごみ】 10ℓ(小):80円(10枚1組) 20ℓ(中):160円(10枚1組) 30ℓ(大):240円(10枚1組) 45ℓ(特大):360円(10枚1組)	【不燃ごみ】 10ℓ(小):80円(10枚1組) 20ℓ(大):160円(10枚1組)		【資源化】 ・木の枝・刈り草・葉の日(月2回)に無料回収 ・燃料チップや敷料(家畜の寝床に敷くもの)にリ サイクル
新潟市	・燃やすごみ ・燃やさないごみ ・粗大ごみ(申込み制)	【燃やすごみ・燃やさないごみ】 5ℓ(超極小):50円(10枚1組) 10ℓ(極小):100円(10枚1組) 20ℓ(小):200円(10枚1組) 30ℓ(中):300円(10枚1組) 45ℓ(大):450円(10枚1組)			【資源化】 ・枝葉・草の日(週1回)に無料回収(1・2月以外) ・3つの施設にて無料回収(通年) ・堆肥として資源化 【もえるごみ】 ・1・2月はもえるごみとして収集
京都市	・燃やすごみ ・プラスチック製容器包装 ・缶、びん、ペットボトル ・大型ごみ(申込み制)	【燃やすごみ(混合ごみ)】 5ℓ:50円(10枚1組) 10ℓ:100円(10枚1組) 20ℓ:200円(10枚1組) 30ℓ:300円(10枚1組) 45ℓ:450円(10枚1組)		【資源ごみ(プラスチック容器包装、 びん、かん、ペットボトル)】 10ℓ:25円(5枚1組) 20ℓ:50円(5枚1組) 30ℓ:75円(5枚1組) 45ℓ:110円(5枚1組)	【資源化】 ・資源ごみ収集場所にてモデル無料回収(月1 回) ・移動式拠点回収(年1回)にて無料回収 ・民間業者による剪定枝、刈草のリサイクルにて 有料回収(市は分別冊子等で案内)
岡山市	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ(申込み制)	【可燃ごみ・不燃ごみ】 5ℓ(超特小):50円(10枚1組) 10ℓ(特小):100円(10枚1組) 20ℓ(小):200円(10枚1組) 30ℓ(中):300円(10枚1組) 45ℓ(大):500円(10枚1組)			【もえるごみ】 ・可燃ごみの日に無料回収(週2回)
福岡市	・燃えるごみ ・燃えないごみ ・空きびん・ペットボトル ・粗大ごみ(申込み制)	【燃えるごみ】 15ℓ(小):15円(1枚) 30ℓ(中):30円(1枚) 45ℓ(大):45円(1枚)	【燃えないごみ】 15ℓ(小):15円(1枚) 30ℓ(中):30円(1枚) 45ℓ(大):45円(1枚)	【びん・ペットボトル】 30ℓ(中):15円(1枚) 45ℓ(大):22円(1枚) ※びんとペットボトルは袋を 分けずに一緒に入れて出す	【もえるごみ】 ・燃えるごみの日(週2回)に有料回収(袋回収) ・剪定枝の受入れ施設にて有料回収
北九州市	・家庭ごみ ・プラスチック製容器包装 ・かん、びん ・ペットボトル ・粗大ごみ(申込み制)	【家庭ごみ(混合ごみ)】 10ℓ(特小):110円(10枚1組) 20ℓ(小):220円(10枚1組) 30ℓ(中):330円(10枚1組) 45ℓ(大):500円(10枚1組)		【かん、びん】 25ℓ:60円 【ペットボトル】 25ℓ(小):60円 45ℓ(大):100円 【プラスチック製容器包装】 25ℓ(小):100円(5枚1組) 45ℓ(大):60円(5枚1組)	【もえるごみ】 ・家庭ごみの日(週2回)に有料回収 ・剪定枝を束ね、指定袋(大)を巻き付ける (袋がはがれないようしっかりと紐などで束ね る) 【資源化】 ・剪定枝(みどり)のリサイクルにて無料回収 ・肥料や家畜の敷き藁代替材にリサイクル ※町内会等の地域団体が対象 ※個人での申込みは不可
熊本市	・燃やすごみ ・埋立ごみ ・大型ごみ(申込み制)	【燃やすごみ】 5ℓ(特小):4円(1枚) 15ℓ(小):12円(1枚) 30ℓ(中):23円(1枚) 45ℓ(大):35円(1枚)	【埋立ごみ】 15ℓ(小):12円(1枚) 30ℓ(中):23円(1枚) 45ℓ(大):35円(1枚)		【もえるごみ】 ・燃やすごみの日(週2回)に無料回収 ・45ℓまでの透明ごみ袋(指定袋とは異なる)に入 れる、もしくは長さ50cm・直径30cm以下の束にし て紐で縛って出す。